

# カトリック札幌司教区一粒会規約(案)

## 第1章 名称および事務所

- 第1条 本会は、カトリック札幌司教区(以下、札幌教区と略する)一粒会と称する(以下、本会という)。
- 第2条 本会の事務所は、札幌市中央区北1条東6丁目10、カトリック札幌教区事務局内におく。

## 第2章 目的および事業

- 第3条 本会は、会員の精神的ならびに物質的一粒を集結し、次の各号に掲げる札幌教区関係の召命と養成に寄与することを目的とする。
- (1) 札幌教区神学生
  - (2) 札幌教区のために働く札幌教区内にある修道会・宣教会の神学生
  - (3) 札幌教区のために働くことを目的に、外国にある教区、修道会、宣教会から推薦を受け、札幌教区司教の認可を受けた神学生、または司祭・助祭
  - (4) 札幌教区司祭・助祭の生涯養成
  - (5) 一粒会組織の維持継続、会員への啓発
  - (6) 前各号のほか、本会の目的を達成するために必要な事項
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号の事業を行う。
- (1) 司祭の召命のために祈りと犠牲を捧げること。
  - (2) 神学生の養成等本会の目的を達成するために献金すること。
  - (3) 司祭召命の運動をすること。
  - (4) 必要に応じて『教区ニュース』等に本会についての記事を掲載すること。
  - (5) その他、本会の目的達成に必要なこと。

## 第3章 会員

- 第5条 札幌教区内の司祭、修道者、信者、求道者であって本会の趣旨に賛同する全ての者は、本会の会員である。
- 第6条 会員は、次の各号に掲げることを心がける。
- (1) 機会あるごとに個人であるいは共同体でしばしば『司祭召命を求める祈り』を唱える。
  - (2) 毎月定額の献金をする。
  - (3) 札幌教区が定める「召命の日」等の意向に積極的に関わる。
  - (4) 会員の増強をはかる。
- 第7条 会員のため、次の各号に掲げるミサと祈りが捧げられる。
- (1) 毎年1回(聖フランシスコ・ザビエルの祝日)、札幌教区司教またはその代理者によって、特に会員のためにミサが捧げられる。
  - (2) 毎年1回は司祭によって会員(帰天者会員を含む)のためにミサが捧げられる。

(3) 毎年、神学生によって、会員のために祈りが捧げられる。

#### 第4章 委員会および事務局

第8条 本会は、第4条に掲げる事業を円滑に行うために委員会を設ける。

第9条 委員会は、次の各号の委員によって構成される。

- (1) 各地区選出の信徒1名の計6名
- (2) 教区神学生養成委員会より1名
- (3) 教区司祭および修道会・宣教会司祭の中から教区司教が指名する若干名
- (4) 札幌教区事務局長

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員補充の場合は、前任者の残任期間とする。

第10条 委員会には、委員長、副委員長および書記をおく。

2 委員長、副委員長および書記は、委員の互選による。

3 副委員長は、委員長を補佐し場合により委員長の職務を代行する。

4 書記は会議録、また教区への報告書も作成し、保管する。

第11条 委員会は、次の各号について審議し、議決する。

(1) 本会の収支予算および決算

(2) 本会の規約の変更

(3) その他の重要事項

2 議決事項については教区司教の承認を要する。

3 委員長は第3条の目的達成のため、本委員会で合意に達した具体的施策を教区司教に提言することができる

第12条 委員会は、少なくとも年2回開催し、委員長が召集する。

2 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。

4 議事録は書記が執り次回開催までに内容確認のため委員長と出席委員の内の1名の署名を受ける。

第13条 本会には事務局をおき、教区事務局がこれに当たる。

#### 第5章 献金

第14条 本会の献金は会員の献金で運営し、全額事務局に送られる。

2 献金は、月額1口100円とし、何口でもかまわない。

#### 第6章 使途

第15条 献金の使途は、原則として以下の各号の通りとする。

(1) 教区神学生については、その養成にかかわる経費の全額を負担する。

(2) 札幌教区で働く修道会・宣教会の神学生養成については、日本国内でその養成が行われている場合に限り、経費の一部を援助することができる。

- (3) 第2章第3条の(3)項に該当する神学生の養成については外国で行われる場合の経費の一部を援助する。また、年1回の事後報告を要請する。
- (4) 修道会・宣教会に関しては、外国から派遣される司祭あるいは神学生が日本語学習機関で日本語学習を行う場合も神学生支援の範囲に含める。
- (5) 第2章第3条の(4)および(5)に関わる経費を援助する。
- (6) その他、第4条に掲げる事業を行うための経費全額。

## 第7章 会計

- 第16条 本会の会計は、事務局が行う。
- 第17条 本会の会計は、教区会計に含まれる。
- 第18条 本会の会計年度は、教区会計の会計年度に同じとする。
- 第19条 本会の地区割は教区の地区割に準ずる。

## 付 則

この会則の変更・施行は、司教の認可を要するものとする。

- 1 この会則は、2023年 月 日開催の司祭評議会総会で承認され、同日、勝谷太治司教の認可を得、2024年4月1日付けで施行する。